

三種町公告第28号

三種中学校吹奏楽部用楽器購入に関する条件付き一般競争入札

三種中学校吹奏楽部用楽器購入について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び三種町財務規則（平成18年規則第44号）第103条第1項の規定により公告する。

令和8年6月8日

三種町長 田川政幸

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 三種中学校吹奏楽部用楽器購入
- (2) 納入場所 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 納入期限 令和9年3月19日
- (4) 物品概要 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 事前公表予定価格 2,073,500円

2. 参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年7月1日時点において三種町物品等に係る競争入札参加者の資格及び入札事務等に関する要綱第5条の規定による物品等供給登録業者名簿に登録されていること。
- (3) 秋田県内に契約の締結できる本店又は支店・営業所を有していること。
- (4) 国、秋田県及び本町からの入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期限内に受けてないこと。

3. 入札参加資格審査の申込

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、受付期間までに申請書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

- ① 条件付き一般競争入札参加申込書
- ② 納入実績調書
- ③ 入札保証金納入通知書発行依頼書
- ④ 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

※③及び④は、三種町財務規則第104条第1項に該当する場合は不要

- (2) 申込書の配布

- ① 配布期間 令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）まで
午前9：00～午後5：00（土・日・祝日除く）

- ② 配布場所 秋田県山本郡三種町鹿渡字東二本柳29番地3
三種町教育委員会総務学事係
また、ホームページからダウンロードもできます。

(3) 申込書の受付

条件付き一般競争入札参加申込書等は、持参又は郵送によるものとする。

- ① 令和8年6月24日(水)から令和8年6月30日(火)まで
午前9:00~午後5:00 (土・日・祝日除く)
- ② 受付場所 秋田県山本郡三種町鹿渡字東二本柳29番地3
三種町教育委員会学校総務学事係

4. 仕様書等に対する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

- ① 受付場所 三種町教育委員会総務学事係
FAX番号 0185-87-3052
- ② 受付期間 令和8年6月19日(金)正午まで(土・日・祝日除く)
- ③ 提出方法 質疑は別紙「質問書」によるものとし、原則FAXで受け付けます。
所定以外の様式や電話等での質問は受け付けません。
質疑に対する回答は、令和8年6月22日(月)午後5:00までに、FAXにより回答を送信する。

5. 入札参加資格審査及び結果通知

条件付き一般競争入札参加申込書等の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年7月7日(火)付けで通知する。なお、入札参加資格を認めなかった申込者には、理由を付して通知する。

6. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年7月14日(火) 午前10時00分
- (2) 場所 琴丘公民館小会議室(琴丘地域拠点センター内)
- (3) その他
- ① 入札にあたっては、「条件付き一般競争入札参加資格確認通知書」を持参すること。
- ② 日時に遅れたものは、本入札に参加することができない。

7. 入札保証金

三種町財務規則第104条第1項に該当するときは、免除する。これに該当しない場合は、入札金額の100分の5以上を入札前日までに納入し、領収書の写しを入札書提出書類として町に提出すること。また、入札保証金に利息は付さない。なお、落札者の入札保証金については、契約後に還付又は契約保証金に充当できるものとする。

8. 入札の方法

- (1) 入札参加者は、入札書に記名押印の上、封入して提出しなければならない。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税を含まない金額を記載すること。
- (3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札執行回数は、1回を限度とする。

9. 内訳書の提出

- (1) 入札に際し、その入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。
- (2) 内訳書には、社名を記入し、社印を押印すること。

10. 無効の入札 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 予定価格を超えた価格の入札
- (5) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確な入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

11. 契約の締結等に関する事項

(1) 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内に町と契約締結しなければならない。期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は町に帰属する。

(2) 契約保証金の納入

落札者は、契約締結と同時に、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納入すること。ただし、三種町財務規則第123条第1項に該当する場合は、免除する。なお、入札保証金を充当し差額分を納めることとする。また、契約保証金は、その受入期間について利息を付さない。

12. その他

本入札に関連し、本公告に定めのない事項については、三種町建設工事等指名競争入札事務要領及び入札注意事項（三種町ホームページ参照のこと）による。